

令和 8 年度新庄市若者創業応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新庄市における若者の創業を促進し、地域経済の活性化を図るため、市内で創業する若者に対し予算の範囲内で新庄市若者創業応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、新庄市補助金等交付規則（昭和 55 年規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、創業時において 35 歳未満の者（法人の場合にあっては、その代表者）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 税務署に提出した開業届における事業開始日又は法人登記における設立年月日が、令和 8 年 4 月 1 日以降である者
- (2) 市内に住所又は事業所を有する個人又は法人である者
- (3) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者に該当する者
- (4) 市税に滞納がない者
- (5) 新庄市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 22 号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係がない者

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 別表に定める業種に該当しないものであること。
- (2) 事業の譲渡、承継、組織の変更等実質的に既存の事業を継続するものでないこと。
- (3) フランチャイズ（親業者が加盟店に対し商号又は商標の使用とともに与える一定地域内における独占的販売権をいう。）による事業でないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は同法第 2 条第 13 項に規定する接客業務受託営業を行う事業でないこと。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする事業でないこと。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市内で事業を営むために賃借する店舗等の月額賃料（共益費、管理費、駐車場代、礼金、敷金、保証金及び公租公課等を除く。）であって、補助金の

交付の決定の日以降に到来する最初の賃料の支払月を初月として、連続する3月分のもの（令和9年3月分までのものに限る。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該初月に係る賃料が日割り計算等により月額 of 賃料に満たない場合は、申請者の申し出により、その翌月の支払月を初月とすることができるものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は15万円のいずれか低い額とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 開業届又は法人等現在事項証明書の写し
- (4) 賃貸契約書（物件所在地、賃借人、賃貸人及び月額家賃が明記されているものに限る。）の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の条件）

第7条 規則第7条第1項に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助対象事業が完了する前の事業所の移設又は閉設を伴う変更
- (2) 補助対象経費の20パーセント以上の増減を伴う変更
- (3) 補助金の額の増減を伴う変更

（実績報告）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象経費の支払いが完了したとき（補助対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該完了の日から1か月以内に実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 収支決算書（様式第3号）
- (3) 補助対象経費に係る支払いを証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（帳簿及び書類の備付）

第 9 条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間（補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって、規則第 13 条の規定により処分が制限されているものに係るものについては、当該制限を受ける期間）保管しなければならない。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表

統計法（平成１９年法律第５３号）第２条第９項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類（令和５年７月改定）に定める次の業種

大分類		中分類		小分類	
A	農業、林業		全業種		
B	漁業		全業種		
G	情報通信業	38	放送業	381	公共放送業 （有線放送業を除く。）
J	金融業、保険業		全業種		
L	学術研究，専門・技術サービス業	71	学術・開発研究機関		全業種
		72	専門サービス業 （他に分類されないもの）	720	管理、補助的経済活動を行う事業所
				721	法律事務所、特許事務所
				722	公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所
				723	行政書士事務所
				724	公認会計士事務所、税理士事務所
				725	社会保険労務士事務所
				727	著述・芸術家業
				728	経営コンサルタント、純粋持ち株会社
				729	その他の専門サービス業
O	教育，学習支援業	81	学校教育		全業種
		82	その他の教育，学習支援業	820	管理、補助的経済活動を行う事業所
				821	社会教育
				822	職業・教育支援施設
				829	他に分類されない教育，学習支援業
P	医療，福祉	83	医療業	830	管理，補助的経済活動を行う事業所
				831	病院
				832	一般診療所
				833	歯科診療所

				834	助産・看護業
		84	保健衛生		全業種
		85	社会保険・社会福祉・介護事業		全業種 (保険適用事業、給付金対象事業に限る。)
R	サービス業 (他に分類されないもの)	93	政治・経済・文化団体		全業種
		94	宗教		全業種
		95	その他のサービス業		全業種
		96	外国公務		全業種
S	公務		全業種		
T	分類不能の産業		全業種		